

株式会社三隅ガスセンター 女性活躍推進行動計画

三隅町内のライフラインを支える弊社は、女性の従業員を増やし、女性が前向きに頑張れる就労環境を整備することで、経営の安定に資するよう、次のように行動計画を策定する。

1. 行動計画 令和5年7月1日～令和8年6月30日

2. 現状と課題

これまで弊社は、女性従業員の雇用実績はあるものの、男性従業員に比べ雇用実績が少ない。事業内容もガスの販売から、現在では給排水工事やキッチン、風呂等の水回りリフォーム案件が増加傾向であり、女性ならではの提案やきめ細かいサービスの提供が重要になる。少子高齢化に伴い、労働力の確保がさらに厳しさを増す中で、今後益々女性の力が必要になってくる。このような現状の中、女性従業員の獲得に向けた社内環境整備が弊社の課題である。

3. 目標と取り組み内容

目標1：女性従業員1名以上の採用を目指す。

【取り組み内容】

- 既存の女性従業員を含め女性従業員の採用についての意見交換を実施。(令和5年7月～)
- 職場体験やインターン実習受け入れを行い、弊社の取り組みを周知。(令和6年4月～)
- 女性従業員の受入を見越し、既存従業員へ向けてセクハラ・パワハラ研修の実施し受入に伴う組織風土の醸成を図る。(令和6年4月～)

目標2：女性が安心して働ける職場環境整備を行う。

【取り組み内容】

- 職場環境について現状把握を実施する。(令和5年7月～)
- 社内就業規則を見直し、男女問わず働きやすい環境を制度化する。(令和5年7月～)
- 全従業員（特に妊娠中や育児休業中の従業員）に対し、弊社が配慮する事項や制度説明のチラシを作成し周知を図る。(令和5年8月～)

株式会社三隅ガスセンター行動計画

弊社の全従業員が、ワークライフバランスを考えた働きやすい環境を提供することにより、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、下記の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年7月1日～令和8年6月30日

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得を更に促すため、時間毎の有給休暇制度を導入する。

【対策】

- 令和5年7月～従業員から、年次有給休暇取得についての状況をヒアリングする。
- 令和5年8月～実施に向けた具体的な内容を検討し、制度として就業規則へ落とし込む。
- 令和5年10月～時間単位の有給休暇制度の実施及び活用を促進する上での周知を行う。

目標2：令和6年7月までに、所定労働時間を削減するため、ノー残業ウィークを設定し実施する。

【対策】

- 令和5年7月～所定労働時間の現状把握を実施。
- 令和5年9月～社内での意識醸成・啓発を行うための会議を開催。
- 令和6年7月～ノー残業ウィークの実施。